

あなたはご存知でしたか最低額でも年間58万円 がんでも、実はもらえる意外な「公的年金」

一骨折、腰痛、うつ、糖尿、緑内障でももらえます!

もしもある日突然、大ケガをしたり、大病に罹ったりしたら。そんな時、あなたがこれまで納付してきた「年金」が、助けになるかもしれない。まだ認知度が低い「障害年金」の活用法を紹介しよう。

国はあえてPRしないけど

3年前に肺がんを患った、元家電メーカー社員の望月孝さん(53歳、仮名)は、自身の体験をこう語る。

「12年の4月、会社の健康診断で撮ったレントゲンで胸に影が見つかったんです。詳しく調べてみたところ、肺がんだと診断されました。

検査入院の後、左肺の摘出手術をしました。手術後は抗がん剤治療の副作用で、食欲がひどく落ち、全身が気だるく、手足も痺れ、とても以前のように仕事はできなかつた。結局、会社を辞めることになりました」

手術費用などはがん保険でまかない、蓄えも少々はあるものの、一人息子はまだ高校生。たとえ繰り上げ受給をしたとしても、年金をもらえるのはかなり先のこと。これからの生活をどうするのか、途方にくれた。

そんな望月さんに、思わぬところから「救いの手」が差し伸べられた。がんで公的な補助をもらえるかもしれない—そんな話を、ケースワーカーから聞いたのだ。

「『障害年金』の名前は聞いたことがありましたがどんな制度かは知らなかつた。藁にもすがる思いで請求を決めました。

医師に診断書を作成してもらい、年金事務所に請求したところ、私の場合は『障害基礎年金』『障害厚生年金』ともに2級だと認定されました。妻と子の分の加算があつて、年額で225万円ほど受給できることになったんです。本当に、窮地を救われました」

望月さんのケースのように、「障害年金」が、がんでも受給できることをご存知だろうか。

「障害」と名前がつくくらいだから、手や足が不自由だったり、身体的な障害に関する年金なのだろう。病気で後遺症があつても、自分とは関係ない年金だ、そんなふうに思い込んでいる人は多いはずだ。

障害年金は、老齢年金、遺族年金と並ぶ、3つの公的年金の一つ。年金加入者が大ケガや大病を患った時に、堂々と請求できる権利である。

障害年金は請求しなければ受給できないが、国は支給額が増えるのを嫌がって、積極的にPRしているとは言い難い。そのため、この制度を知らずに、もらえるはずの年金を受給できていない人は多い。

だが、そのカバーする範囲は意外なほど広い。年金制度に詳しい社会保険労務士の宇代謙治氏がいう。

「障害年金は、肢体の障害だけではなく、うつなどの精神的な疾病、眼や耳、さらにはがんを含む内臓疾患からエイズまで、日常生活や労働に制限をきたすような、あらゆる傷病が対象となります」

糖尿病や呼吸器の疾患から、最近では化学物質過敏症まで、障害年金が認められた病気は数多い。

それでは、障害年金の請求と受給の仕組みについて、説明していこう。

まず、障害年金には以下の3つの種類がある。

- ・「国民年金」の被保険者が対象の「障害基礎年金」
- ・サラリーマンが加入する「厚生年金」が対象の「障害厚生年金」
- ・公務員や私学職員が加入する「共済年金」が対象の「障害共済年金」

1000件以上の障害年金請求に関わってきた、社会保険労務士の安部敬太氏がいう。

「障害年金を請求するためのポイントは、初診日が確定できるかどうかです。初診日とは、障害の原因になった病気やケガについて、初めて医師または歯科医の診断を受けた日のこと。その日をカルテなどで確定させなければ、障害年金は請求できません。

また、いくら厚生年金を長年払っていても、初診日に加入していなかった場合は、障害厚生年金を請求できないんです。さらに、請求できるのは、基本的には65歳未満の方です。老齢年金を繰り上げ請求した方もほとんどは障害年金を請求できなくなります」

未払い期間があってもOK

初診日に加入していた年金の種類によって、もらえる障害年金が決まる。

障害基礎年金の場合には、初診日の前々月まで3分の2の期間の保険料を納めていること、または、前々月までの直近1年間に未納期間がないことが求められる。

たとえば今年4月13日が初診日で、あなたが現在50歳だとしよう。国民年金の納付すべき期間30年のうち、20年分を納付しているか、昨年3月分から今年2月分までの年金保険料が納付されていればOKというわけだ。

ただ、初診日の前々月までの記録で判断されるので、病気が判明してから未納分を納めても、支払期間として認められないので要注意だ。

望月さんの場合、肺に影が見つかった健康診断の日が初診日となる。サラリーマンだった望月さんは、それまで年金を給与天引きで納付していたため、障害基礎年金と障害厚生年金を受け取れた。

そして、初診日に次いで重要なのが、初診日から1年6ヵ月後の「障害認定日」。初診日から1年半が経って、軽症だったものが悪化したり、または重篤だった症状に改善が見られない時などに、障害と認定されるのだ。

あきらめるのは早い

この障害の程度で「等級」が決められる。この等級については、それぞれの障害に対して日本年金機構が定めた基準によって認定される。

障害基礎年金は1~2級、障害厚生年金、障害共済年金は1~3級がある。障害厚生年金については、3級に満たない場合には一時金として、「障害手当金」が受給できるケースもある。

簡単にいえば、1級は「ほぼ寝たきりで、日常生活を一人で送れない」、2級は「日常生活に著しい制限を受け、外出することがほぼできない」、3級は「外で活動できるが、労働に著しい制限を受ける」場合に相当する。

当然、受給額は級が上がるほどに高くなる。障害基礎年金の年額は、年度によって変動し、今年4月からは1級で97万5100円、2級で78万100円。さらに高校生までの子供の数に対して、第2子までは22万4500円、第3子からは7万4800円が加算される。

障害厚生年金は、厚生年金の加入年数および給料によって変動し、配偶者がいる場合には加算される。ただし、3級については最低保障額が定められており、その額は年58万5100円。もしもらい損ねていたとしたら、大変な額だ。

会社員時代は月収40万円ほどで、2級と認定された望月さんの場合の障害厚生年金は、配偶者の加算も合わせて、年間で約125万円。障害基礎年金(2級)と合わせて、約225万円の年金を受け取ることができたのだ。

では、具体的にはどれくらいの症状であれば障害年金を受給できるのか。

がんや内臓疾患の等級判断の際に用いられる主な目安の一つは、次のような5段階の区分だ。

(ア)無症状で、社会活動ができる。

(イ)軽度の症状があり、肉体労働は制限を受けるが、歩行、軽作業や座業はできる。

(ウ)歩行や身の回りのことはできるが、介助が必要なこともある。軽労働はできないが、日

中の 50%以上は起きている。

(エ)身の回りのある程度のことはできるが、しばしば介助が必要で、日中の 50%以上は就床している。自力で外出することは、ほぼ不可能。

(オ)身の回りのこともできず、常に介助が必要で、終日就床を強いられ、活動の範囲がおおむねベッド周辺に限られる。

この(イ)か(ウ)に該当すると 3 級、(ウ)か(エ)だと 2 級、(オ)だと 1 級に相当する。これらが、医師の診断書などの資料をもとに、日本年金機構の認定医によって判断される。

「実際に受給が認定されるのは、がんのステージが進んでいるケースや、転移・再発の場合が多い」(宇代氏)というものの、がんでの闘病生活により、全身が衰弱して(イ)の状態に陥ることはよくある。その場合、厚生年金であれば、3 級に認定される可能性があり、障害年金をもらえるということだ。

また、まったく働けないほどの重症でないと、障害年金なんてもらえないのでは?と思うかもしれないが、障害年金を受給しながら働くことはできる。健康な人と同じというわけにはいかなくとも、障害厚生年金の場合、3 級では約 40%、2 級でも、約 24%の人が仕事をしながら年金をもらっている。

前出の望月さんも、手足のしびれや抗がん剤による副作用が強く、(エ)の状態だとして 2 級に認定されたが、リハビリを続けた今では週に 10 時間だけが働いている。

この等級は、望月さんのように症状が改善した場合には 2 級が 3 級になったり、「日常生活に支障なし」とみなされれば、支給が停止されることがある。その逆に、症状が悪化した場合には、3 級を 2 級に、2 級を 1 級にする額改定を請求することができる。

障害年金の認定には、特にうつなどの精神的な疾患は判断が難しく、診断書を書く医師、また認定医による差が大きい。一度請求が却下されても、違う医師によって認められることもあるので、あきらめることはない。

他にも骨折や腰痛、糖尿病、緑内障など、それぞれの病気がどんな基準で判断されるのか、上の表に一例をあげたので参考にしてほしい。

あまり知られていない「障害年金」という制度。これを機に、自分や家族の病気のこと、もしもの時の費用について、あらためて考えてみてほしい。

控除・社会保険・勤務時間… 給与明細は情報の宝庫

東京新聞 2015 年 4 月 23 日

今春の新社会人は、初めての給料を手にするころ。楽しみにしている人も多いはず。給与明細には手取り額のほか、残業手当や健康保険などさまざまな細目がずらり。それぞれどんな意味があるのか、知っておきたいポイントを紹介する。(寺本康弘)

最近紙の明細は配られず、パソコンの画面で見るという会社も増えている。中堅どころとなる三十代の都内男性会社員も「支給額しか見ない。他には興味がないし、忙しいので…」支給日にちらっと見るだけで済ませている。

そんな人たちに、社会保険労務士の木村省吾さん(48)＝名古屋市緑区＝は「給与明

細は情報の宝庫。勉強して、しっかり確認してほしい」と呼び掛ける。

明細に記されているのは大きく分けて三つ。出勤日数や残業時間を明示する「勤怠」、基本給や手当など会社が支払う額を記す「支給額」、税金や社会保険料など給与から天引きされる額が並ぶ「控除額」だ。

支給額と勤怠でしっかり見たいのは、残業時間や休日出勤。時間や日数が違っていかの確認が必要だ。労働基準法で、残業手当は各社の賃金の一・二五倍以上、休日手当は一・三五倍以上と定められているので、チェックしてみよう。賃金は社ごとに違う。

木村さんは「意図的に払わないという悪質な会社だけでなく、単なるミスもある」と指摘する。

手当は、各社によって呼び名も種類もさまざま。手当の額がボーナスや退職金に反映されるかも、社によって違う。

新入社員にとって特に注意が必要なのは控除の部分だ。一点目は住民税。前年の所得を基に計算されるため、昨年働いていなければ今年はおかからないが、来年六月の給与から天引きされるようになる。来年は手取りが減ると心構えをしておかないと、やりくりで苦労しかねない。

また、厚生年金や健康保険の保険料は、初任給では引かれていないことが多い。こちらでも後で引かれることになるので、初任給の手取り額が思ったより多くても、喜ぶのは早計だ。

社会保険料は多額になるが、一つ一つは会社員を守ってくれる仕組みと覚えておきたい。健康保険は医療機関を受診したとき適用され、自己負担が医療費の三割になるだけでなく、病気やけがの治療で働けず収入がなくなったとき、最長一年六カ月にわたって、「傷病手当金」として給料の三分の二程度が支給される。出産で仕事を休み、給与の支払いを受けなかった場合も、出産前後の一定期間内の休業期間を対象に、「出産手当金」として給料の三分の二程度が支払われる。

厚生年金は、六十五歳からというイメージが強い。しかし、障害を負ったときの年金や、死亡時の遺族への年金支給など入社直後から対象になることもある。

雇用保険は、会社都合の退職だけでなく自己都合による退職でも生活の助けになりうる。給付日数は加入期間によって違うが、辞める前、雇用保険に一年以上加入していれば、給料の50～80%程度が支給される。また、会社に勤務していても、語学やパソコンなどを学ぶ際の学費の補助としても活用できる場合も。

木村さんは「給与明細の一つ一つを学べば、社会の仕組みが分かる。知らないとお金を失うことになるので理解してほしい」と話している。

平成 27 年度の年金受取額は増額

マイナビニュース 2015/4/24

年金受給者の受取額が6月（4・5月分）から増えます。物価・賃金の変動に応じて、受取額は年度ごとに改定されます。平成11年度をピークに、徐々に下がり続けてきた受取額が、やっと増額に転じました。

《1カ月あたりの年金受取額》

老齢基礎年金【国民年金】(※1)：65,008円（平成26年度比+608円）

老齢厚生年金【厚生年金】(※2)：91,491円（平成26年度比+1,225円）

(例) 平均的な年収のサラリーマン夫(※2)と専業主婦(※1)の場合

年金受取額 夫婦合計：221,507 円/月（平成 26 年度比+2,441 円）

（※1.満額の場合、※2.平均的な年収 513.6 万円・40 年間就業の場合）

春闘の結果によれば、昨年は 15 年ぶりに賃上げ率が 2%台にのり、今年は昨年を上回る高水準が想定されています。消費者心理が改善して、財布の紐が緩む頃かもしれません。

しかし、年金受給者にとって、手放しで喜べない状況なのです。

実質は目減り…

物価・賃金の上昇に応じて、平成 27 年度の年金額は 2.3%増えるはずでした。しかし実際は、たった 0.9%しか増えませんでした。

ずれが生じた原因は、二つあります。

一つ目は、「マクロ経済スライド」の実施によるものです。年金財政が破たんしないように、少子高齢化を加味した調整率が差し引かれました。

二つ目は、過去に支給された「過払い年金」を解消するために、調整率が差し引かれたことによるものです。

年金額が増えても、物価上昇分をカバーできないのであれば、実質的に年金額が目減りしたことになってしまいます。ご自身で、実質的な目減りについての対策を講じなくてはなりません。

対策

年金受給開始のタイミングを、原則 65 歳から 70 歳まで遅らせる方法（繰下げ支給）があります。メリットは、1 カ月遅らせるごとに 0.7%ずつの加算率で受取額が一生涯増えることです。老齢基礎年金と老齢厚生年金はバラバラに繰下げることができますから、どちらか一方だけを遅らせることもできます。

《1 年あたりの年金受取額（老齢基礎年金）》

～受給開始を遅らせた場合～

65 歳から受給（原則）	∴受給額	780,100 円/年
66 歳から受給：+ 8.4%	∴受給額	845,600 円/年
67 歳から受給：+16.8%	∴受給額	911,200 円/年
68 歳から受給：+25.2%	∴受給額	976,700 円/年
69 歳から受給：+33.6%	∴受給額	1,042,200 円/年
70 歳から受給：+42.0%	∴受給額	1,107,700 円/年

70 歳受給開始がお得

年金は何歳から受け取るのがお得なのでしょう？

受給開始年齢を 70 歳まで遅らせると、82 歳以降に総受給額が逆転します（受給開始 65 歳と比較）。つまり、82 歳以降も生きている場合、受給開始のタイミングを 70 歳まで遅らせた方がお得になるということです。

ちなみに、60 歳まで生きた人の平均余命は男女共に 82 歳を越えています。女性に関していえば、90 歳まで生存する割合が 47.2%（厚労省）ですから、82 歳以降の逆転に大きく期待できるでしょう。

60 歳まで生きた人の平均余命「簡易生命表（平成 25 年）／厚労省」

男性：23.14 年、つまり、平均 83 歳まで生きる

女性：28.47 年、つまり、平均 88 歳まで生きる

【何歳で総受給額が逆転するの？（損益分岐点）】

66 歳から受給：78 歳以降も生きていればお得！

67 歳から受給：79 歳以降も生きていればお得！

68 歳から受給：80 歳以降も生きていればお得！

69 歳から受給：81 歳以降も生きていればお得！

70 歳から受給：82 歳以降も生きていればお得！

（注）年金受給を遅らせている間は、加給年金（家族扶養手当のような意味合い）がもらえません。

逆に、原則 65 歳から 60 歳まで受給開始年齢を早める方法（繰上げ支給）があります。

たとえ一生涯減額されても、年金を早めに受け取ってセカンドライフを楽しみたいというご判断も尊重します。いずれも途中変更ができませんから、メリット・デメリットを考慮して慎重に判断しましょう。（執筆者：長沼 満美愛）

4 月の年金額改定が反映されるのは 6 月の支払日

年金は 2 ヶ月に 1 回、偶数月の 15 日（土・日・祝日に当たる場合はその直前の平日）に前 2 ヶ月分が支払われます。したがって、今年の 6 月 13 日（金）に振り込まれる年金は、平成 26 年 4 月分と 5 月分です。

平成 26 年 4 月分から年金額が 0.7%引き下げられていますが、その「減額」を実感するのは 6 月の定期支払のとき。改定が 4 月なので、その前後にはたくさん報道されますが、忘れた頃に通帳を見てビックリする人が多いことから、この時期にお知らせすることにしました。

また、「月額」ではなく、実際に振り込まれる「1 回分（2 ヶ月分）」の金額を例示することとします。各個人の振込額については、6 月上旬に日本年金機構から届く「年金振込通知書」をご確認ください。

〈平成 26 年 6 月支払い分からの年金額の例〉

年額表示。カッコ内は 1 回分（2 ヶ月分）の支払額。

老齢基礎年金満額、障害基礎年金 2 級、遺族基礎年金の基本額

772,800 円 (128,800 円)

障害基礎年金 1 級

966,000 円 (161,000 円)

老齢厚生年金の子に対する加給年金、遺族基礎年金の子の加算 (いずれも第 2 子まで)、

障害厚生年金の配偶者加給年金

222,400 円 (37,066 円)

第 3 子以降の加給年金、子の加算

74,100 円 (12,350 円)

老齢厚生年金の配偶者加給年金 (特別加算を含む)

S 9.4.2~15.4.1 生れ 255,200 円 (42,533 円)

S 15.4.2~16.4.1 288,000 円 (48,000 円)

S 16.4.2~17.4.1 320,900 円 (53,483 円)

S 17.4.2~18.4.1 353,700 円 (58,950 円)

S 18.4.2~ 386,400 円 (64,400 円)

障害厚生年金 3 級の最低保障額、遺族厚生年金の中高齢の加算

579,700 円 (96,616 円)

年金額 0.7%引下げの理由

公的年金の額は、毎年 4 月、物価や現役世代の賃金水準の変動に連動して改定されることになっており、これにより計算された平成 26 年度の年金改定率は、プラス 0.3%でした。

一方、平成 12 年度から 14 年度にかけて物価が下落したにもかかわらず年金額を据え置いてきたために本来より高い水準で支給されている分を解消するため、平成 26 年 4 月からは 1.0%引き下げられることになっていました。

以上のことから、プラス 0.3%とマイナス 1.0%を相殺して、マイナス 0.7%の改定となりました。(執筆者：服部 明美)